

- (2) 株式会社水上産業  
 熊本市碓川町 1301 番地  
 代表取締役 水上 隆幸  
 熊本県知事許可(般-12)第 5535 号
- (3) 株式会社九州タウンスケープ産業  
 熊本市平成三丁目 9 番 16 号  
 代表取締役 河口 賢治  
 熊本県知事許可(般-12)第 10895 号
- (4) 有限会社高木建設  
 熊本市碓川町 1260 番地 1  
 代表取締役 緒方 正敏  
 熊本県知事許可(般-12)第 10473 号
- (5) 有限会社松原建設  
 熊本市龍田一丁目 7 番 45 号  
 代表取締役 松原 義文  
 熊本県知事許可(般-12)第 244 号
- (6) 合資会社清田建設  
 熊本市糸山町 687 番地 1  
 代表社員 清田 慰一  
 熊本県知事許可(般-11)第 3174 号
- (7) 有限会社大蔵建設  
 熊本市武蔵ヶ丘九丁目 3 番 53 号  
 代表取締役 東 亞海  
 熊本県知事許可(般-11)第 9639 号

## 3 処分の内容

建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

上記 7 者については、営業所の確知ができず、その旨を平成 15 年 8 月 29 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当すると認められる。

## 熊本県公告第 709 号

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所の所在地を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から 30 日以内に申し出てください。

平成 15 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所の所在地を確知できない者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
- (1) 有限会社上村ホーム産業  
 熊本市新南部五丁目 5 番 62 号  
 代表取締役 上村 順洩  
 熊本県知事許可(般-12)第 4907 号
- (2) 有限会社建塗工業  
 熊本市月出二丁目 5 番 21 号  
 代表取締役 宮本 義雄  
 熊本県知事許可(般-12)第 10056 号
- 2 申出先  
 熊本県土木部監理架

## 熊本県公告第 710 号

上益城郡矢部町矢部開パ地区土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。

平成 15 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	藤原 勲武	上益城郡清和村大字鶴ヶ田 493 番地

## 熊本県公告第 711 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 15 年 10 月 15 日